給与支払報告書（個人別明細書）の記載例

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整理番号	※

支払を受ける者 住所	※区分 ❶ みやま市瀬高町小川5番地 サクラマンション303号室	(受給者番号)
		(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		(役職名)
	氏名	(フリガナ) ミヤマ　イチロウ みやま　一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	9,000,000 円	7,000,000 円	3,520,000 円	0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
			特定	老人		その他		特別	その他	
有	従有	老人 ❸ 380,000 円	人	従人 内 1 人	従人 1 人	従人 ❻ 1 人		内 人	人	人
❷ ○										

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 1,645,000 円	105,000 円	50,000 円	268,500 円

❶❶ (摘要)
源泉徴収時所得税減税控除済額　○○円、控除外額　○○円
❶❷ 前職：㈱ミヤマン電気　みやま市瀬高町小川x番地　R6.3.31退職（支払）1,500,000（社保）95,000（源泉）9,800
❶❸ 普通徴収A
令和7年3月末に退職予定

❼ 生命保険料の金額の内訳

新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
85,000 円	30,000 円	15,000 円	25,000 円	130,000 円

❽ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（1回目）	30 年 5 月 20 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住(特)
住宅借入金等特別控除可能額	300,200 円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	
住宅借入金等年末残高（1回目）	30,020,000 円	住宅借入金等年末残高（2回目）	円		

(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ミヤマ　デンコ 氏名 ❹ みやま　電子 区分	配偶者の合計所得 ❺ 100,000 円	国民健康保険料 ❾ 55,000 円 / 旧長期損害保険料の金額 ❼ 30,000 円
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8		基礎控除の額 円 / 所得金額調整控除額 50,000 円

控除対象扶養親族

1	(フリガナ) ミヤマ　ジロウ 氏名 みやみ　次郎 区分	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
2	(フリガナ) ミヤマ　ハナコ 氏名 みやみ　花子 区分	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
3	(フリガナ) 氏名 区分	個人番号
4	(フリガナ) 氏名 区分	個人番号

16歳未満の扶養親族

1	(フリガナ) ミヤマ　デンタロウ 氏名 ❻ みやみ　電太郎 区分	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
2	(フリガナ) 氏名 区分	個人番号
3	(フリガナ) 氏名 区分	個人番号
4	(フリガナ) 氏名 区分	個人番号

❶❿ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
○		6	4	1	昭和	40	1	1

（市区町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 （右詰で記載してください。）
	住所(居所)又は所在地	福岡県みやま市瀬高町小川0番地5
	氏名又は名称	みやま特別徴収　株式会社　（電話）0944 － 63 － ▲▲▲▲

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

① 住所・氏名・個人番号

住所は令和7年1月1日現在の住所を記載してください。なお、中途退職者で令和7年1月1日の住所がわからない時は、退職時の住所を記入してください。また、アパート名・号数なども詳しくお願いします。
氏名はフリガナをつけ、個人番号も忘れず記載してください。

② 控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者がいる場合、有に○をつけてください。
控除対象配偶者が70歳以上の場合、老人に○をつけてください。
※配偶者特別控除を受ける人は記載不要です。

③配偶者（特別）控除の額

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
年末調整をしていない人は記載不要です。
※配偶者控除を受ける方についても控除額の記載が必要です。

④控除対象配偶者の氏名・個人番号

控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・個人番号を記載してください。
※配偶者特別控除の対象となる配偶者についても、この欄に氏名と個人番号の記載してください。

⑤配偶者の合計所得

配偶者控除または配偶者特別控除を受ける方については、配偶者の令和6年中の合計所得金額を記載してください。
※配偶者控除を受ける方も合計所得金額を記載してください。

⑥ 16歳未満の扶養親族・個人番号

「16歳未満の扶養親族の数」の欄に人数を記入し、「16歳未満の扶養親族」の欄に氏名・個人番号を記入してください。
※16歳未満の扶養親族は、住民税の非課税判定や各種給付等に関わりますので、記載漏れがないようご注意ください。

⑦ 生命保険料の金額の内訳
旧長期損害保険料の金額

保険料区分ごとの支払金額の内訳は必ず記入してください。
所得税と住民税では控除額が異なるため、支払金額の記入がないと正しい控除を受けられない場合があります。

⑧ 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除を受ける方は、特別控除可能額、特別控除区分、住宅借入金等年末残高、居住開始年月日を記載してください。
また、住宅等の取得が特定取得や特別特定取得に該当する場合は、特別控除区分に(特)や(特特)も記載してください。特定取得や特別特定取得は税務署発行の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」で確認できます。
※不備があった場合、正しい住民税の控除が受けられないことがあります。記載漏れや誤りが無いようご注意ください。

⑨基礎控除の額

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
※基礎控除の額が48万円の場合には、転記は不要です。

⑩所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

摘要欄に記入する事項

⑪ 定額減税に関する記載

・年末調整の際に所得税額から控除した定額減税額を「**源泉徴収時所得税減税控除済額　○○円**」、控除しきれなかった金額を「**控除外額　○○円**」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載してください。
・合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合は、「**非控除対象配偶者減税有**」と記載してください。

※詳細は、国税庁ホームページ「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照ください。
※定額減税対象者については、定額減税に関する事項を必ず記入してください。

⑫ 前職分の給与がある場合

前職分の給与を含めて年末調整した場合は、必ず前職の支払者名と、合算した給与支払金額・社会保険料の金額・源泉徴収税額を記載してください。

⑬ 普通徴収とする場合

特別徴収を行わないことができる者に該当する場合のみ、普通徴収の申請が可能です。普通徴収申請書に記載した略号（A～F）を記載してください。
※略号を記載していない場合、普通徴収申請書に対応する方の確認ができず、特別徴収とする場合があります。

★ 注意事項 ★

1. 住民票の所在地と実際の居住地が違う人について
住民税は実際の居住地で課税しますので、住所欄には居住地の住所を記載し、その市町村へ報告書を提出してください。
また、摘要欄には住民票の住所も記載してください。

2. 給与支払報告書を提出した後に訂正があった場合
訂正後の個人別明細書の摘要欄に『訂正分』と朱書きして、できるだけ早急に提出してください。

3. 特別徴収で提出していた人が退職等をした場合
『給与所得者異動届出書』をお早めに提出してください。
用紙はホームページからダウンロードできます。